

【退職金あり】¹

差押債権目録

(ワンストップ・先取特権用 (法定養育費))

- 1 金.....円 (担保権・被担保債権・請求債権目録記載の3(1))
- 2 (1) 令和.....年.....月から令和.....年.....月.....日まで、金2万円ずつ毎月末日限り (最後の月につき日割計算) (担保権・被担保債権・請求債権目録記載の3(2))
- (2) 令和.....年.....月から令和.....年.....月.....日まで、金2万円ずつ毎月末日限り (最後の月につき日割計算) (担保権・被担保債権・請求債権目録記載の3(2))

債務者が第三債務者から支給される下記債権にして、まずは本命令送達時に既に支払期にあるもの (未払分) のうち支払期の古い順から、次いで本命令送達日以降支払期が到来するものから、頭書1及び2の金額に満つるまで。ただし、頭書2の(1)及び(2)の金額については、その確定期限の到来後に支払期が到来する下記債権に限る。

記

- 1 給料債権 (基本給 (俸給・給料) と諸手当。ただし、通勤手当を除く。) 及び継続的に支払を受ける労務報酬債権 (日給、週給、歩合手当、割増金) の額から所得税、住民税及び社会保険料を差し引いた残額の2分の1 (ただし、上記税金等を控除した残額の2分の1に相当する額が、後記一覧表記載の支払期の別に応じ、同記載の政令で定める額を超えるときは、その残額から政令で定める額を控除した金額)
 - 2 賞与債権 (夏季、冬季、期末、勤勉手当、その他の賞与の性質を有するものを含む。) の額から所得税、住民税及び社会保険料を差し引いた残額の2分の1 (ただし、上記税金等を控除した残額が66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額)
- なお、1及び2により弁済しないうちに退職したときは、退職金から所得税及び住民税を控除した残額の2分の1にして、1及び2と合計して頭書金額に満つるまで

一覧表

支払期	政令で定める額
毎月	330,000円
毎半月	165,000円
毎旬	110,000円
月の整数倍の期間ごと	330,000円に当該倍数を乗じて得た金額に相当する額
毎日	11,000円
その他の期間	11,000円に当該期間に係る日数を乗じて得た金額に相当する額

¹ 差押債権目録は【退職金あり】又は【退職金なし】を選択して、どちらかを作成、提出する。

【退職金なし】²

差押債権目録 (ワンストップ・先取特権用 (法定養育費))

- 1 金.....円 (担保権・被担保債権・請求債権目録記載の3(1))
- 2 (1) 令和.....年.....月から令和.....年.....月.....日まで、金2万円ずつ毎月末日限り (最後の月につき日割計算) (担保権・被担保債権・請求債権目録記載の3(2))
(2) 令和.....年.....月から令和.....年.....月.....日まで、金2万円ずつ毎月末日限り (最後の月につき日割計算) (担保権・被担保債権・請求債権目録記載の3(2))

債務者が第三債務者から支給される下記債権にして、まずは本命令送達時に既に支払期にあるもの (未払分) のうち支払期の古い順から、次いで本命令送達日以降支払期が到来するものから、頭書1及び2の金額に満つるまで。ただし、頭書2の(1)及び(2)の金額については、その確定期限の到来後に支払期が到来する下記債権に限る。

記

- 1 給料債権 (基本給 (俸給・給料) と諸手当。ただし、通勤手当を除く。) 及び継続的に支払を受ける労務報酬債権 (日給、週給、歩合手当、割増金) の額から所得税、住民税及び社会保険料を差し引いた残額の2分の1 (ただし、上記税金等を控除した残額の2分の1に相当する額が、後記一覧表記載の支払期の別に応じ、同記載の政令で定める額を超えるときは、その残額から政令で定める額を控除した金額)
- 2 賞与債権 (夏季、冬季、期末、勤勉手当、その他の賞与の性質を有するものを含む。) の額から所得税、住民税及び社会保険料を差し引いた残額の2分の1 (ただし、上記税金等を控除した残額が66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額)

一覧表

支払期	政令で定める額
毎月	330,000円
毎半月	165,000円
毎旬	110,000円
月の整数倍の期間ごと	330,000円に当該倍数を乗じて得た金額に相当する額
毎日	11,000円
その他の期間	11,000円に当該期間に係る日数を乗じて得た金額に相当する額

² 差押債権目録は【退職金あり】又は【退職金なし】を選択して、どちらかを作成、提出する。